

栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止 に関する条例の一部改正

(施行日 平成30年4月1日)

改正の概要

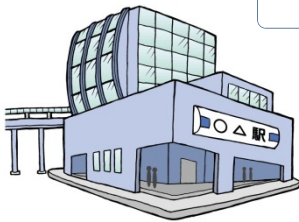
のぞき見・盗撮の適用場所の拡充(第3条卑わいな行為の禁止)

特定かつ多数の者の用に供される場所又は乗物における、のぞき見、盗撮、盗撮準備行為の禁止の新設

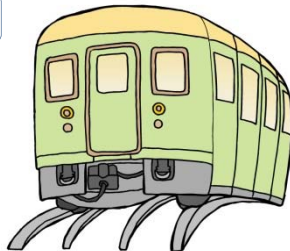
現行規則

不特定かつ多数の者の用に供される場所(公共の場所)又は乗物(公共の乗物)における、痴漢、のぞき見、盗撮等の禁止

駅



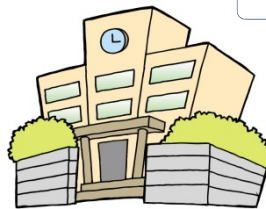
電車



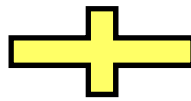
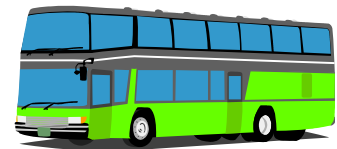
追加規則

教室、事務所、貸切用のバスなど特定かつ多数の者の用に供される場所又は乗物における、のぞき見、盗撮等の禁止

学校



スクールバス



※ みだりに、衣服等で覆われている他人の下着若しくは身体をのぞき見、盗撮等を行った場合、取締りの対象となります。

栃木県警察本部

嫌がらせ行為の規制の拡充・類型化(第7条嫌がらせ行為の禁止)

「うろつく行為」、「監視していると思わせるような事項の告知」、「面会等の義務のないことの要求」、「電子メール送信等(SNSの送信を含む。)」の禁止規定の新設。

現行規則

- つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ
- 著しく粗野又は乱暴な言動
- 汚物、動物の死体等の送付
- 名誉を害する事項の告知
- 性的羞恥心を害する事項の告知
- 無言電話、連続電話等

追加規則

- つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ、**うろつき**
- **監視していると思わせる事項の告知**
- **面会等の義務のないことの要求**
- 無言電話、連続電話、**電子メールの送信等(SNSの送信を含む。)**

※ 取締りの対象となる嫌がらせ行為の規制が、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に準じて、拡充・類型化されます。

※ 特定の者に対し、嫉妬等の感情を充足する目的で、拒まれたにもかかわらず、反復して行った場合、取締りの対象となります。

罰則の強化(第9条罰則)

現行

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

改正後

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

常習

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

第3条 卑わいな行為、第7条 嫌がらせ行為の罰則を強化

※ 改正条例は、平成30年4月1日から施行されます。



第7条を追加